

# 令和6年度助成に係る主なポイント

申請時に気を付けていただきたいポイントや変更点をまとめました。申請時の参考にしてください。

## (1) 申請方法について

申請方法は電子申請のみです。初めて助成金申請を検討されている方は、事前に ID 申請・発行手続きが必要です。

## (2) 感染症対策経費について（変更）

新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が「5類感染症」に移行されたことに伴い、感染症に係る対策経費のうち、PCR検査キットと抗原検査キットについてはB.助成対象外経費となりました。

また、感染症対策に係る経費の額については、助成対象経費の2割を上限としていましたが、活動を実施する上で、真に必要な経費のみを対象とすることに変更となりました。(P.34参照)

## (3) 国立・公立の青少年教育施設の宿泊を伴う場合の施設使用料について（変更）

国立・公立の青少年教育施設が施設使用料の取扱いを変更したことに伴い、指導者・スタッフ分だけでなく、参加者分の国立・公立の青少年教育施設の宿泊を伴う場合の施設使用料（シーツ代含む）もA.助成対象経費となりました。(P.34参照)

## (4) 遠方で行う活動及び指導者等を遠方から招いて行う活動について

団体所在地から遠方に赴き行う活動及び指導者・協力者を遠方から招いて行う活動を申請する場合は、それぞれ遠方に赴く必要性及び指導者・協力者を遠方から招く必要性を電子申請システムの「添付資料」ページにある「その他必要書類」欄に入力してください。(P.48参照)

審査の過程で、その必要性が認められない場合は、遠方に係る旅費はB.助成対象外経費となります。

なお、ここでの遠方とは、団体所在地の地方ブロック（北海道、東北、関東・甲信越、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）を越えることを指しますが、団体住所や活動場所が地方ブロックの境界線に近い場合等は、審査において考慮されることがあります。

## (5) 活動の上限回数について

1活動における回数については、原則月1回（年間12回）程度となります。

月1回（年間12回）程度を超える活動を申請する場合は、その必要性を電子申請システムの「添付資料」ページにある「その他必要書類」欄に入力してください。(P.48参照)

審査の過程で、その必要性が認められない場合は、月1回（年間12回）程度を超えた回数の活動に係る経費はB.助成対象外経費となります。

なお、特別な配慮が必要な子どもの活動の回数については、審査において、上限回数を適用しないことがあります。

## (6) 「全国」及び「都道府県」規模で同じ内容の活動を5年間を超えて継続して行う活動について

「全国」及び「都道府県」規模で継続して行う活動の助成は5年間までとなりますが、6年目以降については、毎年一定の見直しを行っている場合に限り、助成金交付の対象とします。

6年目以降は、申請のたびに電子申請システムの「添付資料」ページにある「その他必要書類」欄に見直し内容を入力してください。(P.16、48参照)

\*経費に関する追加や変更点については、P29～35の「経費の取扱いについて」をご確認ください。



令和6年度の二次募集では、助成対象や申請件数等が変更されます。  
申請範囲や件数が拡大されますので、下記を参考にして申請してください。

### (1) 助成金の規模、対象となる活動、額について

令和6年度の二次募集では「子どもを対象とする活動」に限り、全国・都道府県規模の申請が可能になります。

申請できる件数も 3件→5件に増え、活動規模に応じた助成限度額も増額されます。

活動規模	参加者を募集する範囲	募集対象となる活動	限度額	申請件数
全 国	24都道府県以上で募集	子どもを対象とする活動のみ	300万円以下	5件まで
都道府県	全国規模以外で、都道府県下全域または、都道府県を超えて募集		100万円以下	
市区町村	上記以外で、市区町村単位または、複数の市区町村にて募集	すべての活動	50万円以下	

### (2) その他（附帯事務費について）

助成金が交付決定され、活動終了後に提出いただく実績報告時に計上が可能な附帯事務費の金額が拡大されます。

フォトボードの印刷費用や各種申請資料や実績報告書提出に係る送料等に充てていただくことができる事務経費です。

確定金額	上限額
20万円未満	1万円
20万円以上	確定額に5.0%を乗じた額（1円未満切捨て）